

各 位

会 社 名 三菱電機株式会社
代表者名 執行役社長 下村 節宏
(コード番号 6503 東証第一部)
問合せ先 広報部長 諸岡 暢志
(TEL 03-3218-2332)

会 社 名 島田理化工業株式会社
代表者名 取締役社長 安井 正彰
(コード番号 6818 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室長 藤本 完二
(TEL 042-481-8512)

三菱電機株式会社による島田理化工業株式会社の株式交換による 完全子会社化に関するお知らせ

三菱電機株式会社（以下「三菱電機」といいます。）及び島田理化工業株式会社（以下「島田理化」といいます。）は、本日、平成 22 年 4 月 1 日を期して、株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により島田理化を三菱電機の完全子会社とすることをそれぞれ機関決定し、株式交換契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換については、平成 22 年 2 月 26 日開催予定の島田理化の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び B 種優先株主による種類株主総会において株式交換契約の承認を得たうえで、平成 22 年 4 月 1 日を株式交換の効力発生日とする予定です。なお、三菱電機においては、会社法第 796 条第 3 項に基づき、本株式交換を株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

また、本株式交換により、島田理化の普通株式は効力発生日である平成 22 年 4 月 1 日に先立ち、平成 22 年 3 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は平成 22 年 3 月 26 日）となる予定です。

記

1. 株式交換による完全子会社化の目的

島田理化は、昨年秋口以降の不況の影響により受注環境が著しく悪化し、その回復時期が依然として見通せないなか、あらゆる経営改革・経営改善諸施策を断行して収益力の持続する企業へ再生すべく、「経営再建プラン」を策定し、平成 21 年 4 月 27 日に公表いたしました。当該「経営再建プラン」の中で、島田理化は、(1) 事業の選択と集中による抜本的なポートフォリオの見直しを企図した、洗浄装置事業の終息と通信・電子機器事業、同軸・導波管コンポーネント事業及び高周波応用機器事業への経営資源の集中と強化、(2) 生産拠点の東京製作所への集約と電子機器生産子会社の解散による経営効率化、(3) これらに伴う希望退職者の募集からなる事業構造改革を実行し、会社組織の簡素化と生産統合による効率化を図ることにより経営基盤の安定化を図り、加えてこれらの事業構造改革により固定費削減を行うことを計画いたしました。

一方、三菱電機は、島田理化の財務基盤を安定化させ、同社の債務超過に伴い生じうる同社事業活動への影響を最小限に抑えることが最善の策と判断し、島田理化が発行する優先株式 55 億円を、平成 21 年 6 月 29 日に引受けております。

その後、「経営再建プラン」で公表した島田理化の事業構造改革の諸施策については、ほぼ当初計画したとおりに進捗しており、同プランの中で予定していた経営効率化と固定費削減の目処は立ちつつありますが、島田理化が経営再建を確実なものにしていくには、得意技術を最大限に活かした、強化事業分野における事業規模の拡大を、三菱電機とのシナジーを一層追求しつつ、実現していくことが課題となっております。

三菱電機においては、島田理化の「経営再建プラン」公表、及び島田理化の優先株式引受の時点では、それぞれが上場会社として独立した運営を推進していく方が、島田理化の早期経営再建及び三菱電機グループの連結業績の改善に繋がると判断しておりましたが、その後島田理化との協議も含めて、慎重に検討した結果、両社の事業面・技術面での連携の強化を、更に一步踏み込んで実施していくことが、島田理化においては経営体質強化及び事業規模の拡大、三菱電機においては主に電子システム事業の事業競争力強化・経営効率化に繋がると判断するとともに、それを確実なものとするには、島田理化を完全子会社化し、より一体となった運営を指向していくことが必要との結論に至りました。

島田理化の完全子会社化により、三菱電機は、島田理化が得意とする同軸・導波管コンポーネントやマイクロ波・ミリ波応用機器のより安定した調達が可能となるとともに、三菱電機が保有するシステム対応技術や電源回路技術分野等での交流を島田理化と進めることにより、調達先である島田理化の製品力・技術力に、より磨きをかけることができると考えております。また、クリーンルームをはじめとする島田理化の生産インフラの活用により、グループ全体での更なる生産効率化も実現可能となると考えております。

一方、島田理化においては、通信・電子機器事業及び同軸・導波管コンポーネント事業での、三菱電機との連携を一段と強化することで、三菱電機との更なるシナジーの追求及び強固な補完関係構築を目指すとともに、かかる活動を通じて得た成果を、三菱電機向け以外の事業活動にも展開し、国内市場に加えて海外市場の開拓も進めることで、通信機器用の高効率アンプ、気象・宇宙等の各分野のレーダ機器等に組み込まれるマイクロ波・ミリ波応用機器、衛星・船舶・航空機等に搭載する高電力・高性能の特殊導波管、各種試験装置等をはじめとする分野で事業規模の拡大を図っていく方針です。また、高周波応用機器事業においては、三菱電機の研究開発部門との一層の連携強化により、差別化技術に磨きをかけ、省エネ・省スペース及びCO₂削減の低環境負荷効果の市場・顧客ニーズに応えてまいります。島田理化は、三菱電機とのシナジー強化の深掘りを進めることにより、成長戦略を加速し、「経営再建プラン」の実現・達成を、より早期に、より確実なものとするべく、取り組んでまいります。

今後両社は、今回の経営施策の効果を最大限享受できるよう努めるとともに、島田理化の業績改善・安定化に向け、グループ一丸となって取組み、株主の皆様のご期待に応えられるよう、努めてまいります。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換の機関決定（三菱電機及び島田理化）	平成21年12月21日（月）
株式交換契約締結日	平成21年12月21日（月）
臨時株主総会招集決議（島田理化）	平成21年12月21日（月）
各種類株主総会招集決議（島田理化）	平成21年12月21日（月）
臨時株主総会基準日公告（島田理化）	平成21年12月22日（火）（予定）
各種類株主総会基準日公告（島田理化）	平成21年12月22日（火）（予定）
臨時株主総会基準日（島田理化）	平成22年1月6日（水）（予定）
各種類株主総会基準日（島田理化）	平成22年1月6日（水）（予定）
臨時株主総会開催日（島田理化）	平成22年2月26日（金）（予定）
普通株主による種類株主総会開催日（島田理化）	平成22年2月26日（金）（予定）
B種優先株主による種類株主総会開催日（島田理化）	平成22年2月26日（金）（予定）

最終売買日（島田理化）	平成 22 年 3 月 26 日（金）（予定）
上場廃止日（島田理化）	平成 22 年 3 月 29 日（月）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成 22 年 4 月 1 日（木）（予定）

（注 1）三菱電機については、会社法第 796 条第 3 項（簡易株式交換）の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う予定です。

（注 2）上記日程は、株式交換手続進行上の必要性及びその他の事由により、両社間で協議のうえ、変更することがあります。

（2）株式交換の方式

三菱電機を完全親会社、島田理化を完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、三菱電機においては、会社法第 796 条第 3 項に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、島田理化においては、平成 22 年 2 月 26 日開催予定の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び B 種優先株主による種類株主総会において株式交換契約の承認を受けたうえで、平成 22 年 4 月 1 日を効力発生日とする予定です。

（3）株式交換に係る割当ての内容

会社名	三菱電機株式会社 (株式交換完全親会社)	島田理化工業株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	0.17

（注 1）株式の割当比率

島田理化普通株式 1 株に対して、三菱電機普通株式 0.17 株を割当て交付します。但し、三菱電機が効力発生日に保有する島田理化普通株式及び B 種優先株式については、本株式交換による三菱電機普通株式の割当ては行いません。

（注 2）本株式交換により交付する新株式数

三菱電機が島田理化の普通株主に交付する三菱電機普通株式は、三菱電機が保有する自己株式（平成 21 年 11 月 30 日現在 801,874 株）と株式交換の効力発生日までに取得する自己株式を合わせた合計 1,759,625 株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です（今後取得予定の自己株式については、本日、別途公表しておりますプレスリリース「自己株式の取得に関するお知らせ」をご参照願います。）。本株式交換により交付予定の自己株式数は、平成 21 年 9 月 30 日現在の島田理化の発行済株式総数（自己株式を除きます。）21,535,393 株を基準に算出したものです。なお、島田理化は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会において、島田理化が保有する自己株式を全て消却する予定です（なお、平成 21 年 9 月 30 日現在で島田理化が保有する自己株式は 3,157 株です。）。

（注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、島田理化の現株主の皆様のうち 9 割を超える（平成 21 年 9 月 30 日時点の島田理化の株主名簿による割合です。現時点では、この割合と異なる可能性があります。）株主の皆様が、三菱電機の単元未満株式（1,000 株未満の株式）を所有することになる可能性がございます。三菱電機と島田理化は、このような状況となる見込みであることも十分に勘案したうえで、本株式交換の実施を検討してまいりましたが、三菱電機による島田理化の完全子会社化が島田理化の業績向上に資するものであり、両社の株主の皆様にとりましても最善の方法との結論に至りました。三菱電機の単元未満株式を所有することとなる島田理化株主の皆様におかれましては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする三菱電機の配当金を受領する権利をお持ちいただくこととなりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。三菱電機の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、三菱電機株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

（i）単元未満株式の買取制度（1,000 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、市場で売却することができない 1 単元（1,000 株）に満たない数の三菱電機株式を、三菱電機が株主より買い取る制度です。

(ii) 単元未満株式の買増制度 (1,000株への買増し)

会社法第194条第1項の規定に基づき、株主が所有することとなる三菱電機の単元未満株式とあわせて1単元となるよう、株主が三菱電機に請求し、三菱電機の株式を買い増すことができる制度です。本制度は、本株式交換に伴い、三菱電機の単元未満株式を所有することとなる島田理化の株主に対して、三菱電機の単元株主となっただけ機会を提供させていただくためのものです。

(注4) 1株に満たない端株の取扱い

本株式交換に伴い、三菱電機株式1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する三菱電機の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

(4) 株式交換完全子会社の優先株式に関する取扱い

島田理化は、平成21年6月29日にA種優先株式及びB種優先株式を発行し、三菱電機にそれぞれ150株、400株を割当てております。三菱電機は、このうちA種優先株式にかかる取得請求権を島田理化の株式交換契約承認株主総会基準日までに行使し、普通株式の交付を受ける予定です。当該取得請求権の行使がなされた場合、三菱電機には島田理化の普通株式11,227,544株が交付され、島田理化における三菱電機の議決権比率は68.4%となる予定です。また、三菱電機が効力発生日に保有するB種優先株式については、本株式交換による三菱電機普通株式の割当ては行いません。

(5) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

島田理化においては新株予約権及び新株予約権付社債の発行は行っていません。

3. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、三菱電機は三菱UFJ証券株式会社（以下「三菱UFJ証券」といいます。）を、島田理化は大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券SMB C」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定しました。

三菱UFJ証券は三菱電機普通株式については、三菱電機普通株式が東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成21年12月18日を基準日として、基準日の終値、及び基準日以前の1ヶ月、3ヶ月の各期間の株価終値を基礎として分析）を採用して算定を行いました。また、島田理化普通株式については、島田理化普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成21年12月18日を基準日として、基準日の終値、及び基準日以前の1ヶ月、3ヶ月の各期間の株価終値を基礎として分析）を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を採用して算定を行いました。なお、三菱電機普通株式の1株あたり株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の 評価レンジ
市場株価分析	0.135～0.189
DCF分析	0.101～0.194

三菱UFJ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社

とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、島田理化の財務予測については島田理化の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

大和証券SMB Cは三菱電機普通株式については、三菱電機普通株式が東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成21年12月18日を基準日とし、当該基準日までの3ヶ月間における出来高加重平均株価を基礎として総合的に分析）を採用して算定を行いました。また、島田理化普通株式については、島田理化普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成21年12月18日を基準日とし、当該基準日までの3ヶ月間における出来高加重平均株価を基礎として総合的に分析）を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。なお、三菱電機普通株式の1株あたり株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の 評価レンジ
市場株価法	0.133～0.190
DCF法	0.071～0.185

大和証券SMB Cは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、島田理化の財務予測については島田理化の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

三菱電機及び島田理化は、上述の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果を参考に両社で真摯に協議を行い、本日、本株式交換における株式交換比率をそれぞれ機関決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社の合意により変更されることがあります。また、島田理化の事業計画は、主に洗浄装置事業の終息及び株式会社岐阜島田理化の解散により一時的な損失が出るものの、将来にわたり収益性改善を見込んでいることから、一定の期間を経て増益を見込む内容となっております。

(2) 算定機関との関係

三菱UFJ証券及び大和証券SMB Cのいずれも、三菱電機及び島田理化の関連当事者には該当いたしません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成22年4月1日をもって、島田理化は三菱電機の完全子会社となり、島田理化の普通株式は平成22年3月29日付で上場廃止（最終売買日は平成22年3月26日）となる予定です。上場廃止後は東京証券取引所において島田理化の普通株式を取引することはできなくなりますが、三菱電機を除く島田理化普通株主に対しては、本株式交換契約に従い、上記2.（3）記載のとおり、三菱電機の普通株式が割当てられます。

(4) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本株式交換の目的は、上記1.に記載のとおりであり、島田理化の上場廃止そのものを目的とするも

のではありません。

島田理化学の普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換により島田理化学の普通株主に割当てられる三菱電機の普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場されているため、本株式交換後も取引所市場での取引が可能であることから、島田理化学の普通株式を5,883株以上保有する株主に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。但し、島田理化学の普通株式の保有数が5,883株未満の株主には、三菱電機の単元株式数である1,000株に満たない三菱電機普通株式が割当てられます。これらの単元未満株式については、上記取引所市場において売買することはできず、法令及び定款に基づいた権利の制限がありますが、株主のご希望により三菱電機の単元未満株式の買取制度又は単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.(3)(注3)をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合の取扱いの詳細については、上記2.(3)(注4)をご参照ください。

(5) 公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、三菱電機は島田理化学の総株主の議決権の52.0%を保有していることから、公正性を担保するための措置として、両社は、上記3.(1)でご説明いたしましたとおり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。

なお、第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(6) 利益相反を回避するための措置

島田理化学の監査役である原田 俊彦氏及び小西 正彦氏は、三菱電機の従業員を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、島田理化学の取締役会における本株式交換に関する議案の審議の場には出席せず、また何等の意見表明も行っておりません。

4. 株式交換の当事会社の概要

(平成21年9月30日現在)

(1) 名称	三菱電機株式会社 (株式交換完全親会社)	島田理化学工業株式会社 (株式交換完全子会社)
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	東京都調布市柴崎2丁目1番地3
(3) 代表者の役職・氏名	執行役社長 下村 節宏	取締役社長 安井 正彰
(4) 事業内容	重電システム、産業メカトロニクス、情報通信システム、電子デバイス、家庭電器他の開発、生産、販売、サービス	電子機器（通信・電子関連機器、同軸・導波管コンポーネント関連機器等）及び産業機器（高周波応用機器等）の製造、販売
(5) 資本金	175,820百万円	6,750百万円
(6) 設立年月日	1921年1月15日	1947年8月5日
(7) 発行済株式数	2,147,201,551株	21,538,550株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	110,082名（連結）	367名（連結） (平成21年11月30日現在)
(10) 主要取引先	国内外の製造業、非製造業等民間企業及び官公庁	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、三菱電機、東芝三菱電機産業システム株式会社
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行

(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.97%	三菱電機株式会社	51.93%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.57%	東京海上日動火災保険株式会社	1.76%
	明治安田生命保険相互会社	3.95%	島田理化工業社員持株会	1.37%
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	3.53%	清水 康博	1.36%
	日本生命保険相互会社	3.37%	日本証券金融株式会社	0.84%

(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	三菱電機は、島田理化の筆頭株主であり、島田理化の普通株式 11,184,107 株 (51.93%)、A種優先株式 150 株 (100.00%)、B種優先株式 400 株 (100.00%) を保有しております。
人 的 関 係	島田理化の取締役中 4 名は三菱電機からの転籍者であり、監査役中 2 名は三菱電機の従業員を兼務しております。
取 引 関 係	三菱電機は島田理化の電子機器、産業機器製品を購入しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	三菱電機は島田理化を連結子会社としており、関連当事者に該当いたします。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態						
	三菱電機株式会社 (株式交換完全親会社) (連結、米国基準)			島田理化工業株式会社 (株式交換完全子会社) (連結、日本基準)		
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
連 結 純 資 産	1,059,209	1,031,438	849,476	1,735	111	△1,301
連 結 総 資 産	3,452,231	3,485,080	3,334,123	15,850	14,023	12,389
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	493.46	480.51	395.77	80.60	5.19	△60.42
連 結 売 上 高	3,855,745	4,049,818	3,665,119	17,310	12,846	13,636
連 結 営 業 利 益	218,372	264,016	139,728	571	△385	181
連 結 経 常 利 益	—	—	—	185	△1,432	28
連 結 当 期 純 利 益	123,080	157,977	12,167	192	△1,538	△1,338
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	57.34	73.60	5.67	8.95	△71.44	△62.18
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	10.00	13.00	6.00	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注 1) 三菱電機は、米国会計基準に基づき連結財務諸表を作成しており、下記の表示としております。

- ・「連結純資産」は、「連結株主資本」と「非支配持分」の合計を表示しております。
- ・「1 株当たり連結純資産」は、「1 株当たり株主資本」を表示しております。
- ・「連結営業利益」は、「売上高」から「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、「研究開発費」並びに「固定資産減損損失」を差し引いたものを表示しております。
- ・「連結経常利益」は、該当する項目がないため表示を省略しております。
- ・「連結当期純利益」及び「1 株当たり連結当期純利益」は、「当社株主に帰属する連結当期純利益」及び「1 株当たり当社株主に帰属する連結当期純利益」を表示しております。

5. 株式交換後の状況

(1) 名 称	三菱電機株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
(3) 代表者の役職・氏名	執行役社長 下村 節宏
(4) 事 業 内 容	重電システム、産業メカトロニクス、情報通信システム、電子デバイス、家庭電器他の開発、生産、販売、サービス
(5) 資 本 金	175,820 百万円
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません

6. 会計処理の概要

本株式交換は、非支配株主(少数株主)からの追加取得に該当します。三菱電機は米国会計基準に基づき資本取引として会計処理を行いますので、のれんは発生いたしません。

7. 今後の見通し

本株式交換は、資本取引であるため、三菱電機の連結業績に与える影響はありません。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、島田理化にとって支配株主との取引等に該当します。一方、島田理化は、親会社である三菱電機及びそのグループ企業との間において、三菱電機又はそのグループ企業から島田理化の自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しています。また、親会社との営業上の取引については、一般的取引条件と同様に決定しており、資本等の関係による制約を受けることはありません。

本株式交換においても、上記経営の独立性を確保し、更に上記3.(5)及び(6)の施策により公正性を担保したうえで判断しております。

以 上

(参考) 三菱電機の当期連結業績予想(平成21年10月30日公表分)及び前期連結実績

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	当社株主に帰属する連結当期純利益
当期業績予想 (平成22年3月期)	3,300,000	60,000	△20,000
前期実績 (平成21年3月期)	3,665,119	139,728	12,167